

諸外国のユニバーサルサービス制度の動向等

2019年1月30日
事務局

1) 諸外国のユニバーサルサービス制度の動向

- 欧米等の諸外国においてもユニバーサルサービス制度を設けており、国により差異はあるものの、電話をあまねく低廉に利用可能とすること等を目的として、特定の事業者に対する役務提供等の義務付け、基金を通じた損失補填等の仕組みを構築。
- 米・EU・英・韓ではブロードバンドがユニバーサルサービスの対象に追加される等、市場環境の変化への対応も見られる。

		日本	米国	英国	韓国
ユニバーサルサービスの範囲等	固定電話	・電話サービス	・公衆交換網への音声級アクセス等 ・市内通話	・電話サービス	・有線電話サービス
	携帯による代替	×	○	○	×
	VoIPによる代替	×	○	○	○
	公衆電話	○	×	○	○
	緊急通報	○	○	○	○
	携帯電話	×	×	×	×
	ブロードバンド	×	○ (BBの提供を基金受領の要件としている。)	○ (2018年より対象)	○ (2020年より対象予定)
ユニバーサルサービス基金	基金の稼働	○	○	×	○
	規模	65億円(2018年)	46.7億ドル(2017年) ※高コスト支援プログラムの規模。 ※BB支援を含む。	—	441億ウォン(2015年)
	支援額の算定方法	ベンチマーク方式	ベンチマーク方式 ※高コスト支援プログラムの方法。	—	ベンチマーク方式
	財源 (負担者)	事業者負担 (接続等により受益している 電気通信事業者)	事業者負担 (州際電気通信サービスを 提供する事業者)	—	事業者負担 (年間売上高が一定額以下の事業者 等を除く電気通信事業者)
	負担割合	電気通信番号数比	州際・国際収入比	—	売上額(付加除く)比

提供義務があるサービスの対象等

- 州の委員会(又はFCC(連邦通信委員会))により**ユニバーサルサービス提供事業者として指定された者に対し、電話サービス(公衆交換網への音声級アクセス、市内通話等)及び緊急通報等の提供義務が課されている**。また、このうち**地域電話事業者に対しては、一部州においてラストリゾート義務等が課されている**。
- **ブロードバンドサービスはユニバーサルサービスの対象となっており**、一定のブロードバンドサービス(上り1Mbps、下り10Mbps等)について**基金の支援を受ける適格電気通信事業者が提供義務を負う**。
- **携帯電話サービスは現時点で対象ではない**。なお、制度上、ユニバーサルサービス提供事業者が、携帯電話を代替手段として音声電話サービスを提供することは可能。(ただし、州委員会の認可を得る必要があり、実際に認められた事例はない(2019年1月現在)。)

不採算地域の支援方法(基金等)

- **1997年にユニバーサルサービス基金が創設され、同基金の下、日本のユニバーサルサービス基金に相当する「高コスト支援」を含め、主要4区分のプログラムが設置**(他に「低所得者支援」、「学校及び図書館等支援」及び「ルーラル医療機関支援」のプログラムが存在。)
- 2011年、**FCCによるユニバーサルサービス基金制度等の改革命令(USF/ICC改革命令(FCC11-161))により**、「高コスト支援」については「コネクトアメリカ基金(Connect America Fund)」へと移行。既存**電話網に関する事業者支援を効率化し**、「モビリティ基金(Mobility Fund)」の新設や適格事業者に対するブロードバンド提供の義務付け等を通じた、**携帯電話網及びブロードバンド網の整備に対する直接的な支援を実施**。

基金の概要(負担者、対象、要件等)

- **基金への拠出は、原則、全ての州際電気通信事業者に対して義務付け**(ただし、ISP等は除外)、州際・国際通信の収入額の一定割合を拠出。
- 事業者の指定地域におけるユニバーサルサービス収支が**黒字であっても、基金からの支援を受けることができる点で日本とは異なる**。また、基金の**支援対象地域は、競争が存在しない地域のみ**。(他に競争事業者(携帯電話事業者を除く)が存在する地域は対象外。)
- **支援内容及び要件は**、①プライスカップ規制が適用される既存地域電話事業者の営業地域、②その他既存地域電話事業者の営業地域によって異なる。
 - ①**プライスカップ規制が適用される既存地域電話事業者の営業地域**
 - ✓ ブロードバンドのコストモデルに基づいた**高コスト地域を対象として、年間最大18億ドルの枠内で適格事業者からの申請に基づき配分**。
 - ✓ さらに、基金支援が拒否された地域、極端な高コスト地域等を対象として、2018年7月以降、**逆オークションにより適格事業者を決定**。
 - ✓ 適格事業者に対し、緊急時のサービス提供、適正な料金設定、ブロードバンドのカバレッジ目標の達成等について義務付け。
 - ②**その他既存地域電話事業者の営業地域**
 - ✓ A-CAMコストモデル等に基づき、**年間最大20億ドルの枠内で適格事業者からの申請に基づき配分**。
 - ✓ 適格事業者に対し、緊急時のサービス提供、適正な料金設定、ブロードバンド提供に関する合理的な措置等について義務付け。
- この他、「**モビリティ基金**」において、**モバイルサービス(音声及びブロードバンド)の提供等が困難な地域を対象に、逆オークションにより適格事業者を決定し支援**。(適格事業者に対し、カバレッジ目標の達成、合理的なコロケーション要請の受諾、ローミング等について義務付け。)

提供義務があるサービスの対象等

- ユニバーサルサービスの対象は、当初、電話サービス、公衆電話、緊急通報等とされていたが、2018年ユニバーサルサービス命令改定により、ブロードバンドサービス(一般世帯及び事業所を対象に上り1Mbps、下り10Mbps以上)を対象に追加。
- 英国情報通信庁(Ofcom)がユニバーサルサービス提供事業者を指定(通信法上、入札も規定されているが実施されていない)。現時点では全国的な提供事業者としてBTのみが指定されており、役務提供義務、適切かつ原則として全国一律の料金設定等が課せられている。
- ブロードバンドサービスについては、提供事業者の指定及び要件等に関する制度整備が2019年夏までに予定されており、2020年末までに導入予定。並行して、ブロードバンドサービスへの財源手当の要否等に関する検討も実施(2019年2月13日まで意見公募)。
- 携帯電話サービスは現時点で対象ではない。なお、携帯電話により電話サービスを提供することは可能だが、BTにおいては実施していない。

不採算地域の支援方法(基金等)

- 2003年通信法では、一定の要件の下でOfcomが必要と認めた場合に基金の稼働が認められるが、制度発足以来、一度も基金の稼働はない。

基金の概要(負担者、対象、要件等)

- 通信法上、純費用方式(便益及び収益を考慮)又は入札方式のいずれかとされているが、現時点では入札方式ではなく純費用方式を採用(基金が稼働されればこれが対象コストと擬制)。

- 2018年12月に発効した新欧州電子通信コード(E ECC)において、ブロードバンドをユニバーサルサービスの対象とすることを加盟国に義務付け。
- 欧州理事会は、欧州電子通信コード(E ECC: European Electronic Communications Code)を承認し(2018年12月)、ユニバーサルサービス指令を含む既存の4指令を置き換え。
- ブロードバンドはユニバーサルサービスの対象として義務化され(84条、86条)、加盟国は2020年12月までに国内法化しなければならない。
 - ・ 義務の対象は個人(consumer)であるが、加盟国の判断で中小企業やNPOを対象に加えることができる(84条5項)。
 - ・ 低所得や特別な事情がある消費者については、別途適切な対策を講じなければならない(85条2項)。
- ブロードバンドは、以下を利用できる水準であることが求められる(84条3項、Annex V)。

詳細な基準は、2020年6月までに開始されるBEREC(欧州電子通信規制者団体)の調査を踏まえつつ、加盟国が自国の状況に応じて個別に定める。

 - ・ e-mail
 - ・ あらゆる種類の情報を対象とした検索エンジン(search engines enabling search and finding of all type of information)
 - ・ オンライン上の基礎的なトレーニング及び教育(basic training and education online tools)
 - ・ オンラインの新聞又はニュース(online newspapers or news)
 - ・ 物品及びサービスの購入(buying or ordering goods or services online)
 - ・ 求職活動及び求職ツール(job searching and job searching tools)
 - ・ プロフェッショナル・ネットワーキング(professional networking)
 - ・ インターネット・バンキング(internet banking)
 - ・ 電子政府サービスの利用(eGovernment service use)
 - ・ ソーシャル・メディア及びインスタント・メッセージ(social media and instant messaging)
 - ・ 音声及び動画の通信(標準的な品質)(calls and video calls (standard quality))
- ユニバーサルサービスの費用は、補助金・基金によって補填することが予定される。
 - ・ 加盟国は、ユニバーサルサービスの提供義務によって生じるネットコストを算定する(89条)。
 - ・ 公的資金による補助金と、事業者が拠出する基金を分配する方式のいずれか、または両方を採用できる(90条1項)。
 - ・ 基金による場合、対象はネットコストに限定され、透明性があり、最も市場原理に影響しない方法で運営しなければならない(同2項)。

提供義務があるサービスの対象等

- ユニバーサルサービスの対象は、有線電話サービス(島しょ部においては無線での提供が可能。)、公衆電話、緊急通報等。
- 未来創造科学部長官が有線電話サービス及び緊急通報サービス等の提供事業者としてKTを指定し、役務提供義務が課されている。
- ブロードバンドサービスを対象に追加するための制度整備を検討しており、2020年に施行予定。(現在、電気通信事業法施行令改正案について意見募集中(2018年12月28日～2019年2月8日)。)
- 携帯電話サービスは現時点で対象ではない。

不採算地域の支援方法(基金等)

- サービス提供に係る不採算地域については、法令で「市内電話サービスのうち、サービス提供に伴う所要費用が収入を超える地域での市内電話サービス」等を規定。
- 不採算地域で提供する市内電話サービスや船舶無線電話サービス等について、基金により費用の一部を補填する制度が存在。

基金の概要(負担者、対象、要件等)

- 全ての電気通信事業者に対し、ユニバーサルサービスの提供に当たって生じる損失の補填を義務付け、売上高の一定割合を拠出。(ただし、年間売上高が一定額以下の事業者等については損失補填義務が免除。)
- 費用の補填を受けるに当たって必要な要件は法律上は存在しない(ユニバーサルサービスの提供義務が課されているKTが提供する市内電話サービスについては、ドミナント規制の観点から、料金が認可制となっている)。

2) 国内における電気通信以外の分野の「ユニバーサルサービス」の位置付けについて

整理にあたっての注記

- 電気通信分野において、「ユニバーサルサービス」の法律上の定義はなく、電気通信事業法における基礎的電気通信役務に関する規定、NTT法におけるNTT等の電話の役務の提供に係る責務に関する規定が存在するに留まる。
- したがって、他分野における制度の概要を記載するにあたって、いわゆる「業法」における不可欠性の高いサービスに関するルール、特殊法人法におけるサービス提供に係る責務に関するルール等のうち、関連性が高いと考えられるものをまとめており、網羅的に正確な比較を期したものではない。

- **電気通信以外の公共的なサービスについても、国民生活への不可欠性等を踏まえ、サービス提供上の適正性・公平性の確保や地域間格差の是正に関する一定の規律が存在。**
- 料金を含む提供条件については、ユニバーサルサービス制度の位置付けや不採算地域への対応の差異に関わらず、**利用者保護等の観点から、約款規制等の規律が定められている。**
- 不採算地域・役務への対応については、**すべての分野において基金等による補填が行われているわけではないが、電気通信については、他分野と比べ、全国レベルでの競争の進展により地域間格差が生じたという歴史的経緯に留意が必要。**

	放送	郵便	水道	電力	ガス	鉄道	(参考) 電気通信
サービス提供義務	○ 〔NHKによるテレビジョン放送等の提供〕	○ 〔日本郵便による内国郵便等の提供〕	○ 〔給水事業者による給水区域内の給水〕	○ 〔一般送配電事業者による最終保障供給等〕	○ 〔一般導管事業者による最終保障供給等〕	△ 〔鉄道運送事業者による路線の維持〕	○ 〔NTT東西による電話役務等の提供〕
サービス提供条件 (低廉な料金の確保)	○ 〔NHK受信料は予算の国会承認により規定、有料基幹放送の料金は届出制。約款外提供を禁止〕	○ 〔料金は原則届出制。一種郵便物等につき全国均一料金、上限価格等の規制あり〕	○ 〔料金を含む供給規程は認可制であり、給水区域内の均一料金等を義務付け〕	○ 〔最終保障供給等の料金は届出制であり、約款外提供を禁止〕	○ 〔最終保障供給等の料金は届出制であり、約款外提供を禁止〕	○ 〔普通旅客運賃等は上限認可制であり、距離に応じた料金〕	○ 〔基礎的電気通信役務は届出制であり、電話等は上限規制〕
不採算地域・役務に係る制度的措置	— 〔法令による不採算地域の特定はなし〕	— 〔法令による不採算地域の特定はなし。三種・四種郵便物は低料金提供義務〕	— 〔法令による不採算地域の特定はなし〕	— 〔法令による不採算地域の特定はなし〕	— 〔法令による不採算地域の特定はなし〕	○ 〔JRについては(特定)地方交通線を指定し、値上げ、廃線等を許容〕	○ 〔加入電話、公衆電話等の赤字の一部を交付金により補填〕
過疎化等への政策的対応	○ 〔ローカル局の経営基盤強化について検討中〕	○ 〔配達頻度、送達速度等の見直しについて検討中〕	○ 〔広域連携や官民連携を強化する内容の改正水道法が成立〕	○ 〔電力ネットワーク・料金の在り方につき、検討中〕	○ 〔小売全面自由化後のガス事業制度の在り方につき、検討中〕	○ 〔鉄道事業再構築事業の拡充等について検討中〕	○ 〔情報通信審議会において検討中〕

サービス提供義務の内容

- 基幹放送事業者に対しては、放送対象地域において基幹放送があまねく受信できるようにする努力義務が課されている(放送法第92条)。これに加えて、日本放送協会(以下「協会」という。)に対してはラジオ放送(中波放送と超短波放送のいずれか)及びテレビジョン放送について、「あまねく全国において」受信できるように措置する義務が課されている(同法第20条)。

サービス提供条件について

- 協会については営利目的の放送を禁止。協会の放送を受信できる設備を設置した者に協会との受信契約締結義務を課しており、契約条項を認可制としたうえで、受信料月額、国会が協会の予算を承認することで定めるとしている(同法第64条等)。
- 協会以外が行う基幹放送の多くは広告収益により無料で提供されている。有料で行われる基幹放送については、料金その他の提供条件を定めた契約約款の事前届出義務及び約款外提供の禁止、役務提供義務が定められている他、約款に定める料金等の条件が国内受信者の利益を阻害している場合には契約約款の変更命令に服し、不当な差別的取扱いを行っている場合には業務改善命令に服する(同法第147条、第156条等)。

不採算地域・役務について

- サービス提供に係る不採算地域については、法令による特定は行われておらず、基幹放送について一部地域における赤字等を補填する制度はない。
- 経済事情の変動により放送系の数の目標の達成が困難となるおそれがあり、かつ当該目標を変更することが適切でないと認められる地域(指定放送対象地域)において事業を行う基幹放送事業者(協会及び放送大学学園を除く)は、経営基盤強化計画の認定を受けた場合には、異なる放送対象地域における同一の放送番組の放送を可能にするなどの特例措置を受けられることができる。
※ 現在、指定放送対象地域の指定はラジオ放送に限られている。

環境変化への対応

- 技術発展やブロードバンドの普及等の視聴者を取りまく環境変化や地方における人口減少等の課題を踏まえ、地域情報の主要な担い手であるローカル局の経営基盤強化について検討が行われている。

サービス提供義務の内容

- 日本郵政及び日本郵便に対し、**全国における郵政3事業**(「郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務が利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的に利用できるようにするとともに将来にわたりあまねく全国において公平に利用できることが確保されるよう」にすること) **及び郵便局ネットワークの維持を義務付け**(改正郵政民営化法第7条の2等)。
- 郵便については、**日本郵便に役務提供が義務付けられるサービスとして、「内国郵便」**(第一種～第四種郵便物。いずれも形状・重量制限あり)、**「国際郵便」**(重量制限あり)、**「特殊取扱の一部」**(書留、配達証明等) **を規定**(日本郵便株式会社法第5条、郵便法第2条等)。

サービス提供条件について

- サービス提供条件については、**料金、品質・水準、手法等のサービス提供条件について、郵便法等で具体的に規律**。
- 料金については、原則として事前届出制**(郵便事業の収入に与える影響が軽微な料金のうち総務省令で定める料金は事後届出制。第三種・第四種郵便物は認可制)となっており、サービス毎に、**「全国均一料金」**(第一種・第二種郵便物)、**「上限価格」**(最軽量(25グラム以下)郵便について省令で82円以下と規定) **等の規律あり**(郵便法第3条、第67条等)。
- サービス品質・水準については、「引受け手法」**(郵便ポスト数の維持義務、郵便局の全国設置義務等)、**「配達頻度」**(週6日、原則1日1回配達等)、**「送達速度」**(離島を除き、原則差出日から3日以内に配達)、**「配達地域」**(交通困難地(冬季の山小屋等)以外への全国宛所配達義務等) **等の規律あり**(郵便法第70条、日本郵便株式会社法第6条等)。

不採算地域・役務について

- サービス提供に係る不採算地域については、**法令による特定は行われておらず**、赤字は、日本郵便の郵便サービス全体の収支の中で補うこととされている。また、役務については、**第三種・第四種郵便物については政策的に低料金を義務付けている**。

(※) 不採算地域については、総務省が地域別の収支状況のモデル算定を実施している他、日本郵便が役務別の収支状況を公開しているが、損失補填の制度に紐付けられているわけではない。

(※※) 諸外国においては、米国のように国営の独立機関により役務提供が行われる例(点字郵便物については国庫から無償化のための補助金支給)、EUのように指令により国庫又は事業者拠出による基金の設置が認められる例(設置は加盟国の自由)等区々であるが、基金による損失補填が行われている例は限定的と考えられる。

環境変化への対応

- 労働力不足、生活環境及び利用者ニーズの変化や郵便事業の採算悪化等を受けた日本郵便からの要望を踏まえ、**「サービス水準」**(配達頻度、送達速度等) **の見直しに関する議論が行われている**。

サービス提供義務の内容

- 水道事業者に対し、「給水区域」内において、正当な理由がある場合を除き、給水契約の申込みに応諾することを義務付け（水道法第15条）。「正当な理由」は、過疎地等における不採算性を含まない。
- 「給水区域」は、水道事業者が策定する事業計画において規定され、厚生労働大臣が自然・社会的条件、水の需要見通し等を勘案して認可することにより設定（同法第7条等）。不採算地域における水道の提供を義務付けるものではなく、過疎地における生活用水については、水道事業者の経営努力や地下水の利用等の方策が採られている（全国の水道普及率は約98%）。

サービス提供条件について

- 「清浄にして豊富低廉な水の供給」を図るため、料金、品質・水準等のサービス提供条件について、水道法で具体的に規律。
- 料金については、低廉性を直接担保する法令上の規定はないが、水道事業者が定める「供給規程」は認可制となっており、総括原価方式の下、料金を明確に定めることとされているほか、特定の者に対する不当な差別的取扱いが禁止されており、同一の供給区域内においては不採算地域を含めて均一料金を義務付け（ただし、給水区域間の料金格差に関する規律はない）（同法第14条等）。
- サービス水準については、「常時給水義務」、「水質検査の実施」等の規律あり（同法第15条等）。

不採算地域・役務について

- サービス提供に係る不採算地域については、上記同一給水区域内におけるものを除き、法令による特定は行われておらず、赤字は水道事業者の内部相互補助や料金改定によって補われている。
- 一方、事業効率化の観点からの水道事業者間の広域連携が行われているが、広域連携済み事業者間の料金格差の是正が大きな課題となっている。

環境変化への対応

- 人口減少等の社会環境の変化や高経年施設の増加等を踏まえ、不採算地域における生活用水の確保の在り方につき検討が行われている。昨年12月、不採算地域等における官民連携や広域連携の推進等を内容とする水道法改正案が可決・成立。

サービス提供義務の内容

- 電力分野においては、電力システム改革の一環として、**「発電事業」・「送配電事業」・「小売電気事業」に分離**。
- 小売電気事業者に対し**、正当な理由がある場合を除き、**電気供給能力の確保を義務付け**(電気事業法第2条の12等)。また、**一般送配電事業者に対し**、正当な理由がある場合を除き、**供給区域における託送供給**(小売事業者等向けの電力供給)や**最終保障供給・離島供給の提供を義務付け**(同法第17条等)。

サービス提供条件について

- 一般送配電事業者については、**「最終保障供給約款」や「離島供給約款」について事前届出制**となっており、**約款外提供を禁止**されている他、一定の場合(料金が定額でない、不当な差別的取扱いに該当等)には**約款変更命令に服する**(同法第20条等)。
(※)その他の託送供給約款については認可制(料金引下げ等の場合を除く)となっており、事後的に約款変更命令が可能。
- その他の提供条件については、**「電圧・周波数の維持義務」、「供給計画の事前届出制」、「供給命令等」等の規律あり**。
(※)小売電気事業者については、**料金に関する事前規制はなく、「消費者保護ルール」(説明義務等)や「事後規制」(業務改善命令)等の規律あり**(同法第2条の17等)

不採算地域・役務について

- サービス提供に係る不採算地域については、**法令による特定は行われておらず**、赤字は電力各社の**内部相互補助や料金改定によって補われている**。
- 一方、需給状況の悪化時等における広域的対応を可能とするため、**「電気事業者に対する相互協調の義務付け」**(同法第28条)、**「広域的運営推進機関」を通じた需給状況の監視や連絡調整等**(同法第28条の40)等の規律あり。

環境変化への対応

- 人口減少等の社会環境の変化や高経年施設の増加等を踏まえ、**電力ネットワークの在り方や料金体系の見直しに関する議論が行われている**。

サービス提供義務の内容

- ガス分野の事業は、ガスの製造から供給に至るプロセスの製造部門・導管部門(※ガスの輸送)・小売部門の各部門に対応して、**「製造事業」・「導管事業」・「小売事業」**に分類。
- **小売事業者に対し**、正当な理由がある場合を除き、**供給能力の確保を義務付け**(ガス事業法第13条)。また、**一般ガス導管事業者に対し**、正当な理由がある場合を除き、**供給区域における託送供給**(小売事業者等向けのガス供給)及び**最終保障供給を義務付け**(同法第47条)。
(※) 特定ガス導管事業者に対し、正当な理由がある場合を除き、供給地点における託送供給を義務付け(同法第75条)。

サービス提供条件について

- 一般ガス導管事業者については、**「最終保障供給約款」**について**事前届出制**となっており、**約款外提供を禁止**されている他、一定の場合(料金が定率又は定額でない、不当な差別的取扱いに該当等)には**約款変更命令に服する**(同法第51条等)。
(※) 「託送供給約款」は、一般ガス導管事業者については事前認可制、特定ガス導管事業者については事前届出制。
- ガス小売事業者については、**原則料金に関する事前規制はなく**(※)、**「消費者保護ルール」**(説明義務等)や**「事後規制」**(業務改善命令)等の**規律あり**(同法第14条等)。
(※) 競争が不十分な地域等で経済産業大臣が指定するもの等については、経過措置として料金規制あり(附則第22条等)。

不採算地域・役務について

- サービス提供に係る不採算地域については、**法令による特定は行われておらず**、赤字は事業者各社の**内部相互補助や料金改定によって補われている**。

環境変化への対応

- **小売全面自由化の進捗状況を踏まえつつ、ガス料金の最大限抑制、利用メニューの多様化と事業機会拡大等を目的とするガスシステム改革の更なる推進に向けて議論が行われている**。

サービス提供義務の内容

- 鉄道運送事業者に対し、業務区域における役務提供を義務付ける規定は存在しないが、鉄道事業法に基づく事業の休廃止に関する規律、交通政策基本法に基づく交通に対する基本的な需要の充足に関する規律等を踏まえれば、不採算地域を含む鉄道サービスの提供について一定の責務が規定されていると考えられる。
- 旧国営事業体であったJR各社については、国有の「JR北海道」・「JR四国」・「JR貨物」はJR会社法により、民営化した「本州会社」・「JR九州」は同法に基づく政策指針により、営業路線の維持を含む鉄道事業の適切な実施が求められている。

サービス提供条件について

- 鉄道事業は許可制となっており、料金、品質・水準等のサービス提供条件について、鉄道事業法等で具体的に規律。
- 料金については、主なサービス(普通・定期旅客運賃、新幹線特急料金)は上限認可制(上限内での変更は届出)、その他のサービス(グリーン料金等)は届出制となっており、総括原価方式の下、営業距離に応じた料金設定となっている(鉄道事業法第16条)。
- その他の提供条件については、「車両確認」、「輸送の安全性確保」等の一般的な規律はあるが、具体的な品質・水準(例:旅客サービスの内容、駅員数等)は鉄道各社の経営判断に委ねられている。

不採算地域・役務について

- JRについては、国鉄改革により、赤字ローカル路線を「地方交通線」として割増料金を許容し、特に旅客輸送密度の低い(4000人/日・km未満等)路線を「特定地方交通線」とし、第三セクターによる鉄道路線やバス路線への転換が行われた(日本国有鉄道経営再建促進特別措置法等)。また、民営化に際して、三島会社の経営支援を目的とする「経営安定基金」が設立され、実質的には赤字路線の維持・管理にも充当されている(日本国有鉄道改革法第12条等)。
- 私鉄を含めた鉄道運送事業者全体について、地域公共交通活性化再生法に基づく補助スキーム等の支援施策が存在。

環境変化への対応

- 人口減少や過疎化等による採算悪化による路線の廃止が進展しており、JR北海道のように、単独で維持困難な線区を自ら公表し、自治体等に対する支援の要請、廃減便やバス転換等の対応を図る例も見られる。